

令和 7 年度郡山市公共施設照明 L E D 化業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

この要領は、郡山市（以下「発注者」という。）が発注する「令和 7 年度郡山市公共施設照明 L E D 化業務」（以下「本業務」という。）において、その契約候補者を選定するために実施する公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に関して定めるものである。

第 1 公募型プロポーザルに付する事項

1 業務名

令和 7 年度郡山市公共施設照明 L E D 化業務

2 業務目的

本市施設（以下「施設」という。）の照明設備の L E D 化を図り、光熱水費の削減と二酸化炭素に由来する地球温暖化対策を推進することを目的とする。

3 業務内容

別紙令和 7 年度郡山市公共施設照明 L E D 化業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

4 契約方式

付帯サービス付き賃貸借契約（以下「リース契約」という。）

5 契約期間

賃貸借契約期間 10年間

本設備の設置は契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日までとし、令和 8 年 4 月 1 日から賃貸借期間（10年）とする。

6 提案上限価格

¥206,474,400円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この価格は予定価格を示すものではなく、事業内容の規模を示すものである。

7 事務担当

郡山市財務部公有資産マネジメント課施設計画・保全係

住所 〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23番7号

電話 024-924-2051 ファクシミリ 024-931-3245

電子メール shisetsu-keikaku@city.koriyama.lg.jp

第 2 応募要件

1 応募者の参加要件

(1) 応募者は、本業務を行う能力を有し、かつ、法人格を有する者（単体）又は法人格を有する者の共同体（それぞれが法人格を有する複数の者の共同体）とする。

(2) 応募者は、次の役割を全て担い、共同体の場合は各構成員が次の役割を分担する。

なお、単体で参加する者のうち、事業以外の役割を担う協力体制を構築する場合、発注者の確認を得ること。

ア 事業役割

発注者とのリース契約締結等の諸手続きを行い（発注者との対応窓口）、事業遂行の全ての責を負う。

イ 施工役割

施工に関する業務を全て実施する。

ウ 調査設計役割

調査・設計に関する業務を全て実施する。

エ 金融役割

資金調達、回収業務、保険業務等を実施する。

オ その他役割

上記ア～オ以外の保守管理、本設備の供給等に関する業務を各々実施する。

2 応募者の資格

(1) 単体の場合

ア 過去5年間（令和2年4月1日から公告の日まで。以下同じ）に、国又は地方公共団体とLED照明のリース契約の実績があること。

イ 施工役割を担う者は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けている者であること。

ウ 施工役割を担う者には、郡山市内に本店を有する法人等又は郡山市内に本店を有する法人等が加入する団体（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に掲げる事業協同組合等）を含み、複数の市内事業者が参加できるよう、別途協力体制を構築し、提案書に記載すること。

エ 本業務に参加する共同体の構成員ではないこと。

(2) 法人格を有する者の共同体の場合

ア 過去5年間に、国又は地方公共団体とLED照明の賃貸借契約の実績がある構成員を参加させること。

イ 施工役割を担う構成員は、建設業法に基づく許可を受けている者であること。

ウ 施工役割を担う構成員には、郡山市内に本店を有する法人等又は郡山市内に本店を有する法人等が加入する団体（中小企業団体の組織に関する法律第3条に掲げる事業協同組合等）を含み、複数の市内事業者を参加させること。

なお、協定を結ぶ施工役割の構成員が1者のときは、複数の市内事業者が参加できるよう、別途協力体制を構築し、提案書に記載すること。

エ 事業役割を担う構成員を代表者とし、各構成員間で協定を締結すること。

なお、各構成員は、単体又は他の共同体の構成員として本プロポーザルに参加することはできない。

3 応募者の制限

応募者又は応募者の構成員は、次のいずれにも該当しない者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者

(2) 参加申込時において、郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成13年4月24日制定）、郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定）及び郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定）（以下「指名停止要綱」という。）のいずれかに基づく指名停止期間中の者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、更生手続

開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

- (4) 役員等（プロポーザルに参加する者の代表者若しくは役員又はこれらの者から本業務の取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に、郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者又はこれらの者と密接な関係を有する者がいる者
- (5) 国税及び地方税を滞納している者

4 その他留意事項

- (1) 共同体における構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって発注者との協議により発注者が認めたときは、この限りではない。
- (2) 共同体で事業役割が複数の者で構成される場合、事業役割の構成員全てが、発注者に対し連帯責任を負う旨を示す条項を各構成員間で締結する協定に含むこと。また、事業役割の構成者のうち1者を代表者として発注者の対応窓口とし、契約等諸手続きを行うのものとする。
- (3) 団体として施工役割又はその他役割に参加する法人等は、他の提案に重複して参加することはできない。
- (4) 施工役割を担う者の資格確認は業務提案書提出時に実施し、資格を満たしていない場合は失格とする。

第3 全体スケジュール

本事業は次の日程で行う。ただし、変更となる場合がある。

	項 目	日 程
1	第1回質疑受付期間	公告の日から令和7年3月28日まで
2	第1回質疑への回答	令和7年3月31日まで
3	参加意思表明書提出期限	令和7年4月11日まで
4	参加資格通知	令和7年4月14日まで
5	現地確認期間	令和7年4月中旬から6月下旬まで
6	第2回質疑受付期間	令和7年6月2日から6月6日まで
7	第2回質疑への回答	令和7年6月10日まで
8	業務提案書提出期限	令和7年7月11日まで
9	審査委員会・契約候補者の決定	令和7年7月中旬（予定）
10	現地調査期間	令和7年7月中旬から9月中旬（予定）
11	詳細協議	令和7年9月下旬（予定）
12	リース契約締結	令和7年10月上旬（予定）
13	賃貸借物品設置	令和8年3月31日まで
14	賃貸借期間開始	令和8年4月1日から10年間

※書類等の期限については、記載されている日付の午後5時15分までとする。

第4 参加手続等

- 1 令和7年度郡山市公共施設照明LED化業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「本要領」という。）、仕様書及び所定様式の掲載

- (1) 公開期間

公告の日から令和7年7月11日（金）まで

- (2) 公開場所

郡山市ウェブサイト内のページ（ホーム＞入札・契約ポータルサイト＞入札情報＞その他の業務）からダウンロードすること。

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/139411.html>

- 2 質問書の提出及び回答

- (1) 提出期限

第1回 公告の日から令和7年3月28日（金）午後5時15分（必着）

第2回 令和7年6月2日（月）から令和7年6月6日（金）午後5時15分（必着）

- (2) 提出先

第1第7項に記載のとおり

- (3) 提出書類

質問書（様式5）

- (4) 受付方法

電子メール（メール送付後、本要領第1第7項「事務担当」へ電話連絡すること。）

- (5) 回答方法

質問要旨及び回答内容は、郡山市ウェブサイト内のページ（ホーム＞入札・契約ポータルサイト＞入札情報＞その他の業務＞令和7年度郡山市公共施設照明LED化業務の公募型プロポーザルの実施について）に掲載する。

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/139411.html>

第1回分 令和7年3月31日（月）までに掲載予定

第2回分 令和7年6月10日（火）までに掲載予定

- (6) その他

第2回の質問書は、参加資格を有する者のみ提出できるものとする。

- 3 参加意思表明書の提出

- (1) 受付期間

公告の日から令和7年4月11日（金）まで（郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）

- (2) 提出先

第1第7項に記載のとおり

- (3) 提出方法

持参又は郵送（電子メール不可）

郵送の場合は、受付期間内に到着したものを有効とする。

- (4) 提出書類（全て1部ずつ）

ア 参加意思表明書（様式1）

イ 法人概要（パンフレット可）

ウ 履歴事項全部証明書の写し（最新の登録事項を確認できるもの）

エ 財務諸表の写し（直近2年分）

オ 納税証明書又はその写し（直近1年分で、提出日の3か月以内に発行されたもの）

カ 委任状

※支店、営業所等で申請を行う場合のみ、提出が必要。

キ 共同体の結成に係る協定書の写し（共同体に限る。）

ク 契約実績

※印影及び個人情報黒塗りにした契約実績が確認できる契約書及び仕様書の写しを1件分添付すること。

(5) 参加資格通知

発注者は、参加資格の確認後、参加資格の有無について令和7年4月14日（月）までに通知する。

4 現地確認

(1) 参加受付

発注者は、参加資格を有する者で希望する者に対して現地確認及び参考資料の配布について案内する。

(2) 対象施設

仕様書に示す対象施設のとおり

(3) 現地確認期間

令和7年4月中旬～6月下旬

5 業務提案書等の提出

参加資格の決定がなされた応募者は、次に掲げる事項に基づき必要書類を提出すること。

(1) 受付期間

参加資格通知後から令和7年7月11日（金）まで（市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出先

第1第7項に記載のとおり

(3) 提出方法

持参又は郵送（電子メール不可）

郵送の場合は、提出期限までに到着したものを有効とする。

(4) 提案数

1者1提案とする。

(5) 提出書類

次に掲げる書類（全て正本1部及び副本12部ずつ）を提出すること。

ア 業務提案書（様式2及び別紙任意様式）

仕様書を踏まえ、評価項目に応じた業務提案書を作成すること。

イ 業務実績表（様式3）

過去5年間に、国又は地方公共団体と締結したLED照明のリース契約の実績について、発注者、実施年度、実施内容等を記載すること。

ウ 役割分担表（事業、施工、調査設計、金融、その他の役割分担がわかるもの）（様

式4)

施工役割を担う者の資格要件の確認のため、建設業許可の写しを提出すること。

エ 業務スケジュール（任意様式）

令和7年7月中旬に契約候補者として選定されたものと想定し、業務スケジュール案を記載すること。

オ 見積書（任意様式）

本業務を実施するために必要な全体経費（消費税及び地方消費税を含む。）を記載すること。

なお、内訳については施設ごとに作成し、次の項目を参考にすること。

(ア) 既設照明器具調査に要する経費

(イ) 照明器具の調達に要する経費

(ウ) 照明器具設置に要する経費

(エ) 保守管理に要する経費

(オ) その他の経費

(カ) リースに要する経費

(6) 提出書類の記載要領

ア 業務提案書は、A4判縦サイズに横書きで記載し、印刷したものを、フラットファイル等に左とじで提出すること。ただし、図表等については、必要に応じてA4判横又はA3判横（折り込むようにすること。）も可とする。

イ 業務提案書は30ページ（表紙、目次を除き、図表等を含む。両面印刷で15枚）を上限として、簡潔かつ明瞭に記述すること。（A3判横はA4判2ページ分の扱いとする。）

ウ 業務提案書に用いる文字サイズは、11ポイント以上（図中の説明は8ポイント以上）とすること。

エ 専門用語や略語等には注釈を付すなど、一読して理解しやすいものとすること。

オ 業務提案書には、別表1に掲げる評価基準及び仕様書を踏まえ、想定する実施内容等を具体的に記載すること。

第5 契約候補者の選定

1 審査方法

(1) 発注者は、プロポーザルについて審査を行うため、令和7年度郡山市公共施設照明LED化業務に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。

(2) 審査会は、応募者の提出書類、プレゼンテーション及び質疑応答に基づき審査を行う。

(3) 審査会は、別表1に定める評価基準により総合的な評価を行い、委員の持ち点（100点）を合算した値（合計点）が最も高い応募者を契約候補者、次に高い者を次点候補者として順位を付して選定する。

(4) 応募者が1者であった場合でも審査を行う。

(5) 審査会委員の合計点が合計点満点の60%に達することを最低制限基準とし、60%に満たない場合は失格とする。

(6) 前5号に定めるもののほか、審査会の組織及び運営、審査要領に関し必要な事項は、

郡山市公共施設照明ＬＥＤ化業務に係るプロポーザル審査委員会設置要綱（令和４年５月１６日制定）及び令和７年度郡山市公共施設照明ＬＥＤ化業務公募型プロポーザル審査要領のとおり。

２ プレゼンテーション及び質疑応答

- (1) 実施日は令和７年７月中旬とする。
- (2) 日時及び場所等の詳細については、別途連絡する。
- (3) 対面によるプレゼンテーションを原則とする。プレゼンテーション時にパソコン、プロジェクター等を使用する場合には、第１第７項「事務担当」に事前に連絡し相談すること。
- (4) 出席者は４名以内とし、事業役割を担う者は必ず出席すること。
- (5) １業務提案につき２０分以内のプレゼンテーション後、質疑応答（２０分程度）を行う。
なお、プレゼンテーション時は、事前に提出した提出書類以外の資料の利用は認めない。
- (6) 業務提案が複数者からあった場合は、業務提案書の提出時における受付順に実施する。

３ 審査結果

発注者は、前項の規定に基づく審査により決定した審査結果について、応募者全員に書面で通知するものとする。

第６ 契約の締結

- １ 契約候補者は、既設照明器具調査を行い、既設照明器具資料を作成した上で、各種基準や法令等を満たす照度を確保しながらも、省エネ効果が期待できる器具を選定し、発注者と契約を締結するための仕様書へ反映させるものとする。
- ２ 発注者は、提出された業務提案書及びプレゼンテーションでの質疑応答内容並びに既設照明器具資料等を踏まえ、仕様書等について契約候補者と詳細協議するとともに、契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して随意契約を締結する。
- ３ 契約候補者との協議が整わない場合には、次点候補者と詳細協議を行い、契約事業者として選定する。
- ４ 契約候補者が、契約締結までに指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合や第８第４項に該当する場合は契約を締結しないものとし、次点候補者と改めて協議を行うものとする。
- ５ 契約保証金については、免除とする。
- ６ 契約書の作成を要する。
- ７ 支払については、毎月の賃貸借期間満了ごとに支払うものとする。

第７ リスク分担

予想されるリスクの分担については、別表２のとおりとする。

第８ その他

- １ プロポーザルへの参加に係る一切の経費は、応募者の負担とする。

- 2 提出書類は返却しない。また、業務提案書に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属することとするが、発注者は、提案内容の審査等、本業務上必要な場合に限り、その写しを使用できるものとする。
- 3 提出書類の提出後の変更、差替え及び再提出は一切認めないものとする。
- 4 次のいずれかに該当する業務提案は失格とする。
 - (1) 提案上限価格を超えた提案
 - (2) 本業務の仕様を満たさない提案
 - (3) 参加意思表明書の誓約事項に虚偽があった者による提案
 - (4) 業務提案書に虚偽の記載をした提案
 - (5) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な提案
 - (6) 2通以上の業務提案書によりなされた提案
 - (7) 施工役割に複数の市内事業者の活用が確保されていない提案
- 5 参加を取り下げる場合は、「辞退届」（任意様式）を提出すること。
- 6 その他不明な点については、第1第7項「事務担当」まで問い合わせること。

附 則

この要領は、令和7年3月24日から施行し、目的を達成したときは、その効力を失う。

別表 1 評価基準（第 5 関係）

評価項目		評価ポイント	配点
提案評価点 (配点 95 点)	業務実施体制 について	発注者の計画どおりに業務実行が可能な体制・スケジュールを構築できているか。	15
		類似業務における実績があるか。	5
	施工体制について	施設の業務、利用者を考慮した施工計画・体制が構築できているか。	10
		資材の調達や器具の設置に当たり、市内業者の活用に十分配慮しているか。	15
	LED 照明について	規格・品質が信頼に足る製品であるか。	10
		本業務の目的に照らし、LED 照明器具交換の対象器具や改修方法について、効果的で具体的な提案があるか。	5
		必要な照度を確保しながら、更なる省エネ効果が期待できる独自提案があるか。（調光制御、人感センサー、間引きなど）	10
	保守管理体制について	障害発生時に迅速な対応（点検、復旧等）ができる体制の構築ができているか。	10
		市内業者の活用に十分配慮しているか。	10
	プレゼンテーション	提案内容がわかりやすいか、事業への理解度があるか、質疑応答に的確性があるか。	5
価格評価点 (配点 5 点)	見積額	提案内容に対し適切な金額であるか。	5
合 計			100

別表2 予想されるリスク分担表（第7 関係）

	リスクの種類	リスクの内容	負担	
			発注者	事業者
共通	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤り	○	
	事業提案の誤り	事業の提案が達成できない場合		○
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動による場合		○
	安全性の確保	工事・保守管理における安全性の確保		○
	環境の保全	工事・保守管理における環境の確保		○
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	○	○
	保険	保守期間のリスクを保証する保険		○
	事業の中止・延期	発注者の指示	○	
		設備導入に必要な許認可等の遅延によるもの		○
		事業者の事業放棄、破たんによるもの		○
計画・設計段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・遅延 (詳細は契約書による)	○	○
	物価	急激なインフレ・デフレ(設計費に影響があるもの)	○	○
	設計変更	発注者の指示・判断によるもの	○	
		事業者の指示・判断によるもの		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
施工段階	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○
	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・遅延	○	○
	物価	急激なインフレ・デフレ(施工費に影響があるもの)	○	○
	用地の確保	資材置き場の確保		○
	設計変更	発注者の指示・判断によるもの	○	
		事業者の指示・判断によるもの		○
	工事遅延・完成	発注者の責による工事遅延・未完工による引き渡し遅延	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡し遅延		○
	工事費増大	発注者の指示・承認による工事費の増大	○	
		事業者の指示・判断によるもの		○
	性能	要求仕様不適合		○
	一般的改善	引き渡し前に工事目的物等に関して生じた損害		○
		引き渡し前に工事に起因して施設に生じた損害		○
支払	金利	期中金利の変更		○

維持管理関係	設計変更	発注者の責による事業内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		○
	利用者等に及ぼした損害賠償	設備に起因して生じた利用者への損害に対する賠償	○	○
	保守経費の上昇	設計変更以外の要因による保守管理費の増大		○
	本設備の損傷	発注者の故意・過失又は施設に起因する本設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失による本設備の損傷		○
	施設損傷	事業者の故意・過失又は本設備に起因する施設・設備の損傷		○
		不可抗力以外のその他の原因による施設・設備の損傷	○	○
	契約不適合	本設備に関する契約期間における契約不適合責任		○
	不可抗力	火災・天災など不可抗力による本設備の損傷	○	○